

お客様各位

令和7年8月18日
株式会社ヤマダデンキ

**令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害
災害救助法の「ヤマダデンキオリジナルブランド製品特別修理料金」設定のご案内**

この度の大雨災害により被害を受けられました皆様に、謹んでお見舞い申し上げます。
すみやかなる復旧を心からお祈り申し上げます。

お客様におかれましては、大変ご苦勞をされておられることと存じます。

弊社では、この度の災害で被害を受けられた家電品の修理につきまして、下記の通り特別修理料金にて対応させていただく事となりましたのでご案内申し上げます。

記

1. 対象製品

令和7年8月6日からの大雨に伴う災害により故障したヤマダデンキオリジナルブランド製品修理扱いの一般家電品（既販品）但し、業務用途の家電品（ホテル納め等）は除く。

2. 特別修理料金

技術料	部品代	出張料
通常技術料の50%	通常通り	無料※

※出張料無料は修理依頼で訪問した結果、修理不能であった場合になります。

3. 適用地区 ≪災害救助法適用地域（令和7年8月14日内閣府15：00公表）≫

【石川県】金沢市

【山口県】宇部市

【熊本県】熊本市、八代市、玉名市、上天草市、宇城市、天草市、下益城郡美里町、
玉名郡玉東町、玉名郡長洲町、上益城郡甲佐町、八代郡氷川町

【鹿児島県】薩摩川内市、曾於市、霧島市、姶良市

※今後、災害救助法適用地域が追加された場合はそれに準じます。

4. 適用期間

令和7年11月末日まで

以上